

道路交通状況

本事業を計画する上で、交通検討のための基礎資料を得ることを目的とした交通実態調査を行った。(調査の詳細は、資料 - 12 (資料編 p. 資-30) 参照)

自動車交通量は、図 4-1-9 に示す 14 交差点 (広域 5 地点、周辺 4 地点、近傍 5 地点) において、平成 20 年 2 月 28 日 (木) と 3 月 2 日 (日) に 7~21 時までの 14 時間調査を行った。調査結果を表 4-1-4 に示す。これによると、流入交通量が一番多い交差点は、平日、休日とも №6 で平日約 87,000 台/14h、休日約 62,000 台/14h であった。

表 4-1-4(1) 自動車交通量調査結果 (流入交通量) [広域、周辺]

単位：台/14h

	№1	№2	№3	№4	№5	№6	№7	№8	№9
平日	41,244	41,754	54,148	26,793	12,242	87,491	67,720	67,170	58,056
休日	28,576	29,924	41,039	21,671	6,618	62,125	46,259	51,370	42,464

表 4-1-4(2) 自動車交通量調査結果 (流入交通量) [近傍]

単位：台/14h

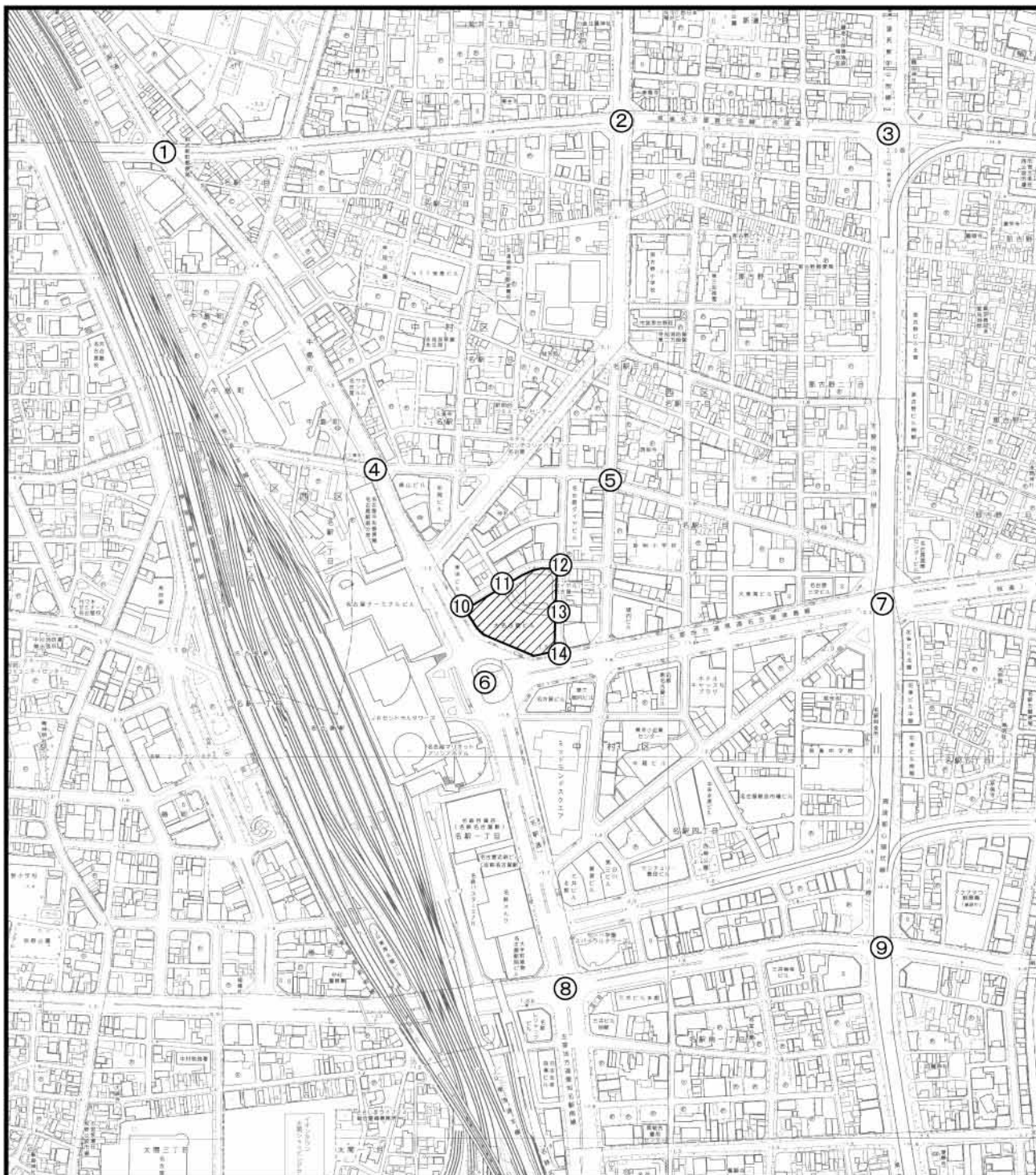
	№10	№11	№12	№13	№14
平日	12,042	2,320	3,304	2,148	17,374
休日	9,411	1,104	1,317	845	10,160

歩行者通行量は、図 4-1-10 に示す事業予定地近傍の 6 地点において、自動車交通量調査と同日、同時間で調査を行った。調査結果を表 4-1-5 に示す。これによると、流入歩行者通行量が一番多い地点は、平日、休日とも №5 で平日約 32,000 人/14h、休日約 19,000 人/14h であった。

表 4-1-5 歩行者通行量調査結果 (流入通行量)

単位：人/14h

	№1	№2	№3	№4	№5	№6
平日	9,651	13,525	2,705	24,283	32,344	10,349
休日	4,319	5,228	1,230	13,879	19,449	8,480



 : 事業予定地

 : 調査地点



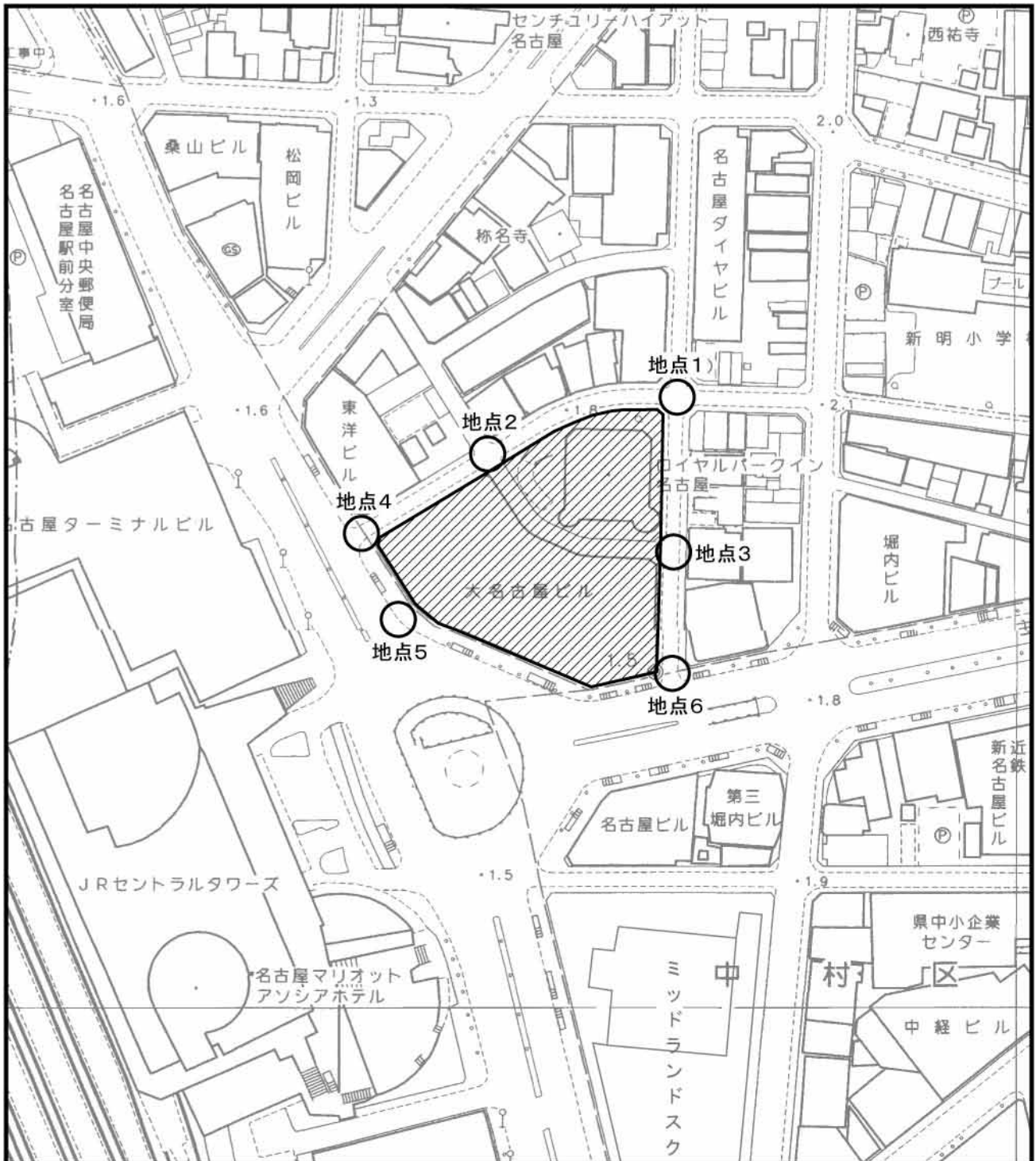
Scale 1:8,000



凡

例

図 4-1-9 自動車交通量調査地点図



：事業予定地

：調査地点



Scale 1:2,500

0 25 50 100m

図 4-1-10 歩行者通行量調査地点図

公共交通機関の利用状況

調査対象区域内における平成 19 年度の駅別乗車人員は、表 4-1-6 に示すとおりである。

事業予定地周辺の 1 年間の駅別乗車人員は、JR 名古屋駅が約 7,000 万人、名鉄名古屋駅が約 5,100 万人、近鉄名古屋駅が約 2,400 万人、あおなみ線名古屋駅が約 400 万人、地下鉄名古屋駅が約 6,200 万人である。

出典)「平成 20 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市,平成 21 年)

表 4-1-6 駅別乗車人員

単位:人/年					
JR線	名鉄線	近鉄線	あおなみ線	地 下 鉄	
JR 名古屋駅	名 鉄 名古屋駅	近 鉄 名古屋駅	名古屋駅	名古屋駅	国際センター駅
69,884,659	51,069,412	23,604,661	4,017,040	61,534,560	1,551,537

(5) 地域社会等

公共施設等

調査対象区域には、図 4-1-11 に示すとおり、中学校が 1 箇所、小学校が 3 箇所、幼稚園が 1 箇所あるほか、専修学校が多数ある。その他には、保育所が 1 箇所、福祉関係施設が 4 箇所あるほか、どんぐり広場・児童遊園地が数箇所ある。

また、調査対象区域には、図 4-1-12 に示すとおり、都市計画公園が 3 箇所ある。

出典)「学区別生活環境調査報告書」(名古屋市,平成 10 年)

「病院一覧(平成 20 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ホームページ)

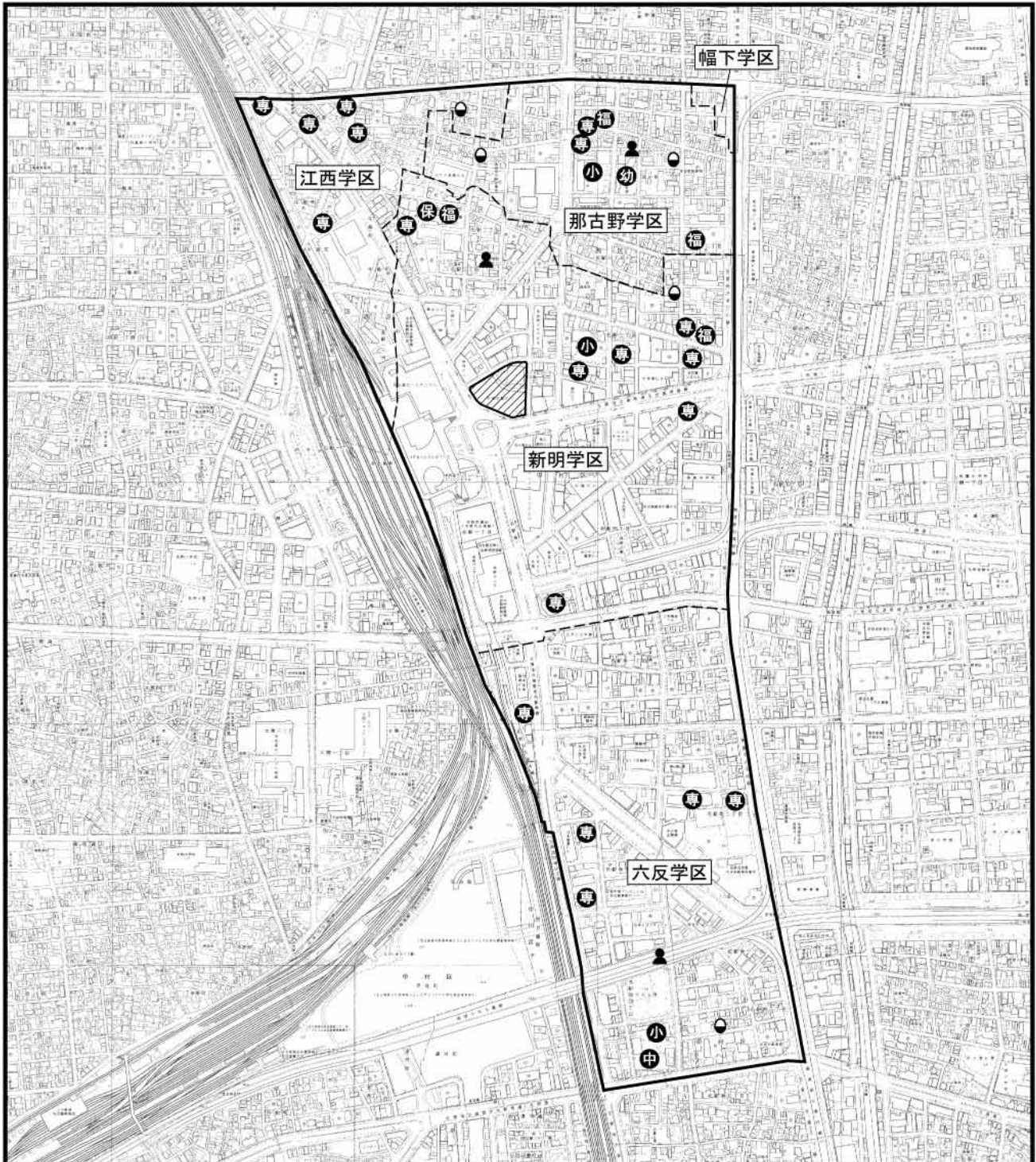
「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)

「福祉施設等一覧」(愛知県ホームページ)

「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)

「ゼンリン住宅地図 名古屋市中村区・西区」(株式会社ゼンリン)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)



凡 例		:事業予定地		:保育所
		:調査対象区域		:専修学校
		:学区界		:福祉関係施設
		:中学校		:どんぐり広場・児童遊園地
		:小学校		:集会施設
		:幼稚園		

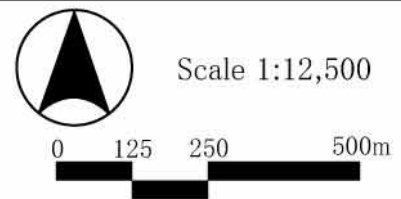
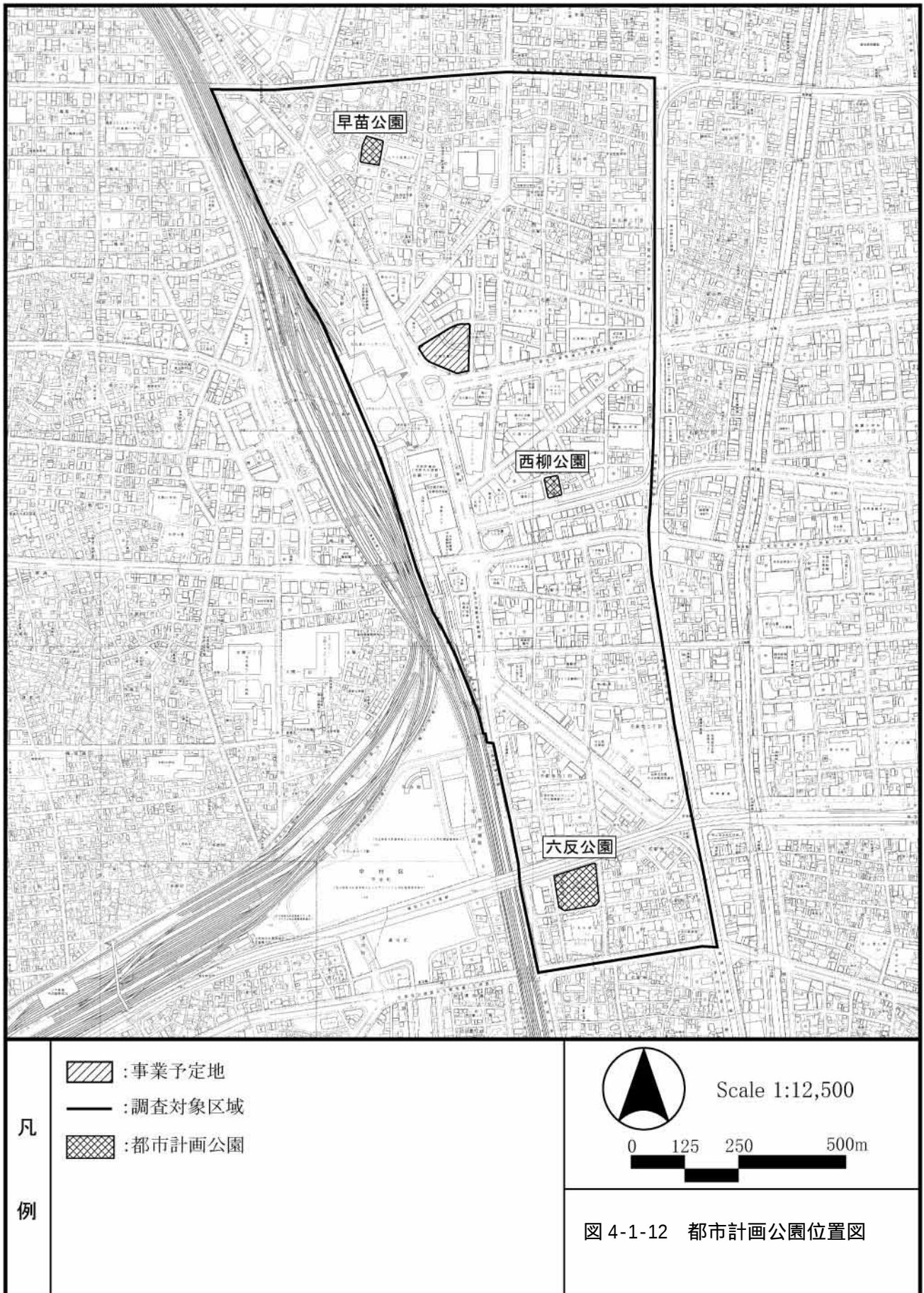


図 4-1-11 公共施設等位置図



文化財等

調査対象区域には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び文化財保護条例（昭和 47 年名古屋市長令第 4 号）により規定された文化財等はない。

下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（平成 20 年 3 月 31 日現在）公共下水道の人口普及率^{注）}は 98.5%（平成 20 年 3 月 31 日現在）となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典）「平成 20 年版 名古屋市統計年鑑」（名古屋市，平成 21 年）

廃棄物等

名古屋市における平成 19 年度のごみ処理量（収集・搬入量）は 682,748 トンで、前年度 705,116 トンより 22,368 トン（約 3.3%）減少している。

また、名古屋市、中村区及び西区における平成 19 年度のごみ及び資源収集量は、表 4-1-7 に示すとおりである。

中村区及び西区における収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、環境美化（町美運動により集められたごみ等の収集）及び資源とともに、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

出典）「平成 20 年度 事業概要（資料編）」（名古屋市ホームページ）

表 4-1-7 ごみ及び資源収集量（平成 19 年度）

単位：トン

区 分	ごみ収集量				資源収集量	合 計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化		
名古屋市	376,661 (70.3%)	61,304 (11.4%)	9,935 (1.9%)	1,894 (0.4%)	86,339 (16.1%)	536,133 (100.0%)
中村区	25,139 (73.0%)	4,086 (11.9%)	554 (1.6%)	81 (0.2%)	4,582 (13.3%)	34,442 (100.0%)
西 区	24,780 (71.3%)	4,172 (12.0%)	498 (1.4%)	21 (0.1%)	5,286 (15.2%)	34,757 (100.0%)

注）（人口普及率）＝（処理区域内人口）÷（行政区域内人口）× 100

(6) 関係法令の指定・規制等

公害関係法令

1) 環境基準等

(ア) 大気汚染（資料 - 1〔資料編 p. 資-1~2〕参照）

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(イ) 騒音（資料 - 2〔資料編 p. 資-3〕参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(ウ) 水質汚濁（資料 - 3〔資料編 p. 資-4~10〕参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(エ) 土壌汚染（資料 - 4〔資料編 p. 資-11〕参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(オ) ダイオキシン類（資料 - 5〔資料編 p. 資-12〕参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

2) 規制基準等

(ア) 大気質（資料 - 6〔資料編 p. 資-13~16〕参照）

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

(イ) 騒音（資料 - 7〔資料編 p. 資-17~20〕参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ウ) 振 動（資料 - 8〔資料編 p.資-21～23〕参照）

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

(I) 悪 臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法（官能試験法）を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

(オ) 水 質

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき特定事業場からの排水水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及び磷について、総量規制基準が定められている。

(カ) 地 盤（資料 - 9〔資料編 p.資-24〕参照）

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

なお、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域であり、調査対象区域がある中村区及び西区には、同法に基づく規制はなされていない。

(キ) 土 壌

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、大規模な土地（3,000 m²以上）の改変時には、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査する必要がある。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

また、事業予定地は、「名古屋駅都市景観形成地区」に指定されており、建築物、工作物及び屋外広告物を対象とした行為が制限される。

(コ) 日 照(資料-10〔資料編 p.資-25～27〕参照)

事業予定地北側の用途地域は、商業地域であり、「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和 52 年名古屋市条例第 58 号)による日影の規制地域には該当しない。なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」(平成 11 年名古屋市条例第 40 号)における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

(カ) 緑 化(資料-11〔資料編 p.資-28～29〕参照)

「緑のまちづくり条例」(平成 17 年名古屋市条例第 39 号)に基づき、商業地域については、敷地面積 500 m²以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 10 分の 1 以上を緑化する必要がある。

(シ) 地球温暖化

a. 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」(平成 15 年名古屋市告示 557 号)に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)により、2,000 m²を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

b. 地球温暖化対策指針

温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等として規則で定めるものを設置し、または管理している者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書(以下、「地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。なお、地球温暖化対策計画書の作成は、「地球温暖化対策指針」(平成 16 年名古屋市告示 11 号)に基づくものとする。

廃棄物関係法令

1) 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(平成 4 年名古屋市条例第 46 号)により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

2) 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理マニュアル - 建設廃棄物処理ガイドライン改訂版 - 」(財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター, 平成 13 年)により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェスト(集荷目録)を発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

自然環境関係法令

1) 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)及び「愛知県立自然公園条例」(昭和 43 年愛知県条例第 7 号)に基づく自然公園地域の指定はない。

2) 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づく自然環境保全地域の指定はない。

3) 緑地保全地域の指定状況

調査対象区域には、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)に基づく緑地保全地域の指定はない。

4) 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

防災関係法令

1) 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地の指定はない。

2) 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

3) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

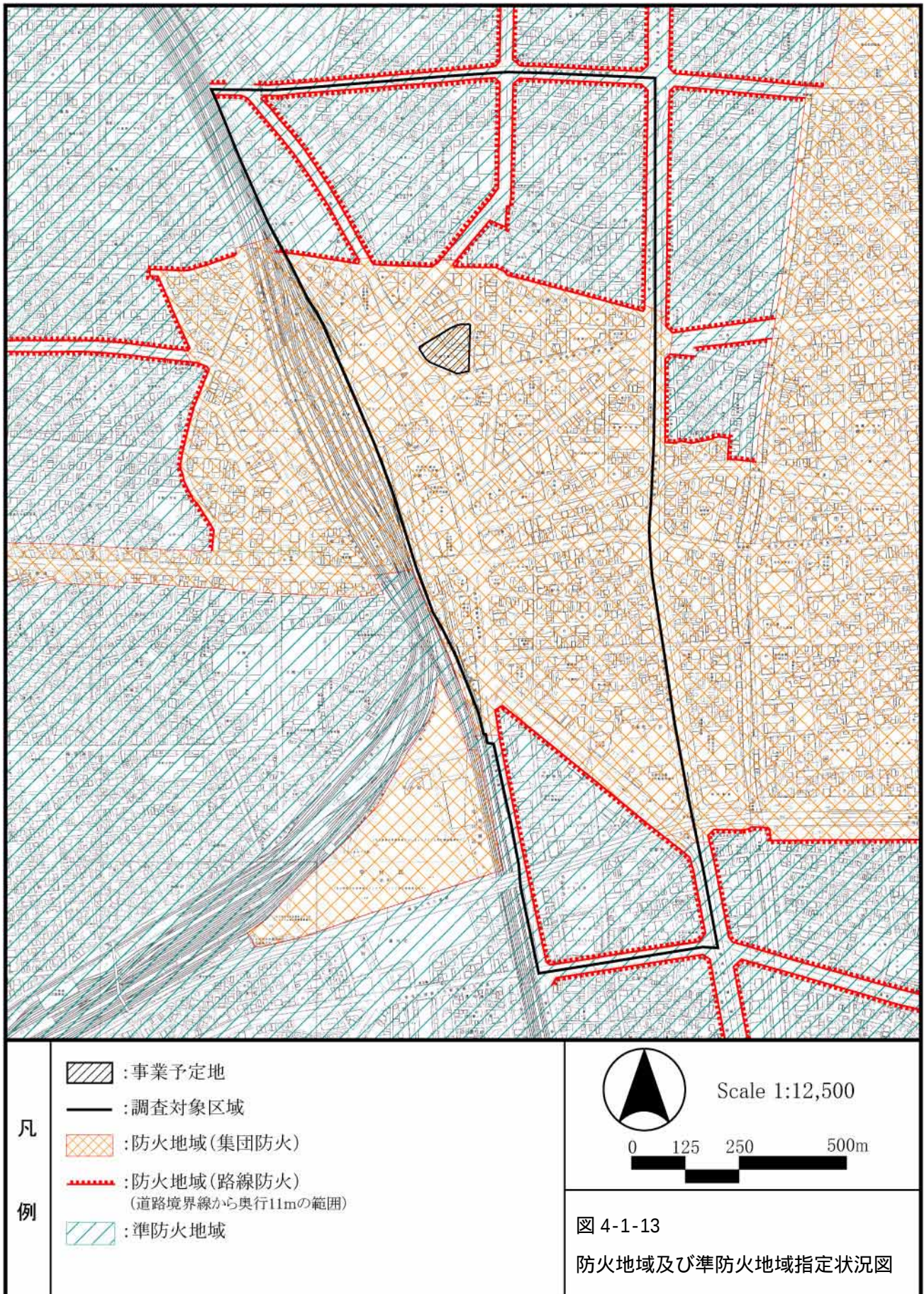
調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

4) 災害危険区域の指定状況

調査対象区域には、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)に基づく災害危険区域の指定はない。

5) 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域は、図4-1-13に示すとおり、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく防火地域もしくは準防火地域に指定されている。



(7) 環境保全に関する計画等

愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 18 年度に策定している。
策定地域は、名古屋市をはじめ 9 市が含まれている。

愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」(平成 7 年条例第 1 号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。

名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」(平成 8 年名古屋市条例第 6 号)に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「名古屋市環境基本計画」を、平成 11 年 8 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境問題や社会情勢の変化を踏まえて計画の見直しを進め、平成 18 年 7 月に「第 2 次環境基本計画」が策定され、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むまちづくりをめざし、計画の期間は平成 22 年度としている。

「第 2 次名古屋市環境基本計画」の目標は、表 4-1-8 に示すとおりである。

表4-1-8 第2次名古屋市環境基本計画の目標

総合目標	個別目標	施策の方向
ともに創る 「環境首都なごや」	健康で安全な都市	・健康で安全な生活環境の確保 ・環境リスクの低減
	循環する都市	・廃棄物対策 ・交通・物流対策 ・健全な水の循環
	人と自然が共生する快適な都市	・快適なまちなみ ・自然とのふれあい ・自然環境保全と災害対策
	地球環境保全に貢献する都市	・地球温暖化防止 ・地球環境問題への取組

名古屋市地球温暖化防止行動計画

名古屋市は、平成 9 年 11 月に開催された「気候変動名古屋国際会議」に向けて、二酸化炭素総排出量を平成 22 年（2010 年）までに平成 2 年（1990 年）の水準から 10%削減することに努めるという独自の目標を掲げている。また、京都議定書で削減対象とされた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス 6 物質については、平成 13 年 3 月に具体的な行動計画として「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定し、平成 18 年 7 月に改定を行って、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定した。ポイントは、「削減目標量を市民・事業者の主体別に提示」、「6 つの重点施策の設定」等である。行動計画の削減目標は、下記に示すとおりである。

- ・名古屋市では、平成 22 年（2010 年）までに、市域内の二酸化炭素排出量を平成 2 年（1990 年）を基準として 10%削減する。
 - ・二酸化炭素を含む温室効果ガス全体の排出量についても、平成 22 年（2010 年）までに、平成 2 年（1990 年）を基準として 10%削減する。
- ただし、HFC、PFC、SF₆については、基準年を平成 7 年（1995 年）とする。

水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定した。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現にむけての取り組みや 2012 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定した。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと、2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、順応的管理を行うこと、地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 20 年 5 月には、21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

4-2 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

地形・地質

1) 地 形

調査対象区域及びその周辺の地形は、図 4-2-1 に示すとおり、台地・丘陵、低地、その他（河川、人工改変地等）の地形に区分される。

調査対象区域は、低地に区分される。

出典）「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」（愛知県，昭和 61 年）
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」（愛知県，昭和 60 年）

2) 地 質

調査対象区域及びその周辺の表層地質は、図 4-2-2 に示すとおり、現河床堆積物、自然堤防堆積物、熱田層、低位・中位段丘堆積物の地質に区分される。

調査対象区域は、現河床堆積物に区分される。

出典）「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」（愛知県，昭和 61 年）
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」（愛知県，昭和 60 年）

地 盤

調査対象区域には、名古屋市の水準点が 5 箇所ある。

平成 20 年度の測量結果では、調査対象区域北側及び南側の水準点 2 箇所でごくわずかに沈下しているが、年間 1 cm 以上の沈下は示していない。

出典）「平成 20 年度 濃尾平野地域 地盤沈下等量線図」（東海三県地盤沈下調査会，平成 21 年）

土壌汚染

事業予定地の地歴については、「地図で見る名古屋市街の今昔」によると、明治 24 年では廣井村の集落として記載され、その後の大正 9 年、昭和 22 年、平成元年では建物密集地として記載されている。事業予定地内の大名古屋ビルは、昭和 37 年に竣工された。

また、事業予定地の現況施設には、PCB が入っている変圧器や照明器具等が存在するが、漏洩を防ぐために耐食性の金属容器に入れるなど適切に管理されており、過去に PCB の漏洩等の事故は発生していない。

出典）「地図で見る名古屋市街の今昔」（国土地理院）
「名古屋市土壌汚染等報告状況」（名古屋市ホームページ）

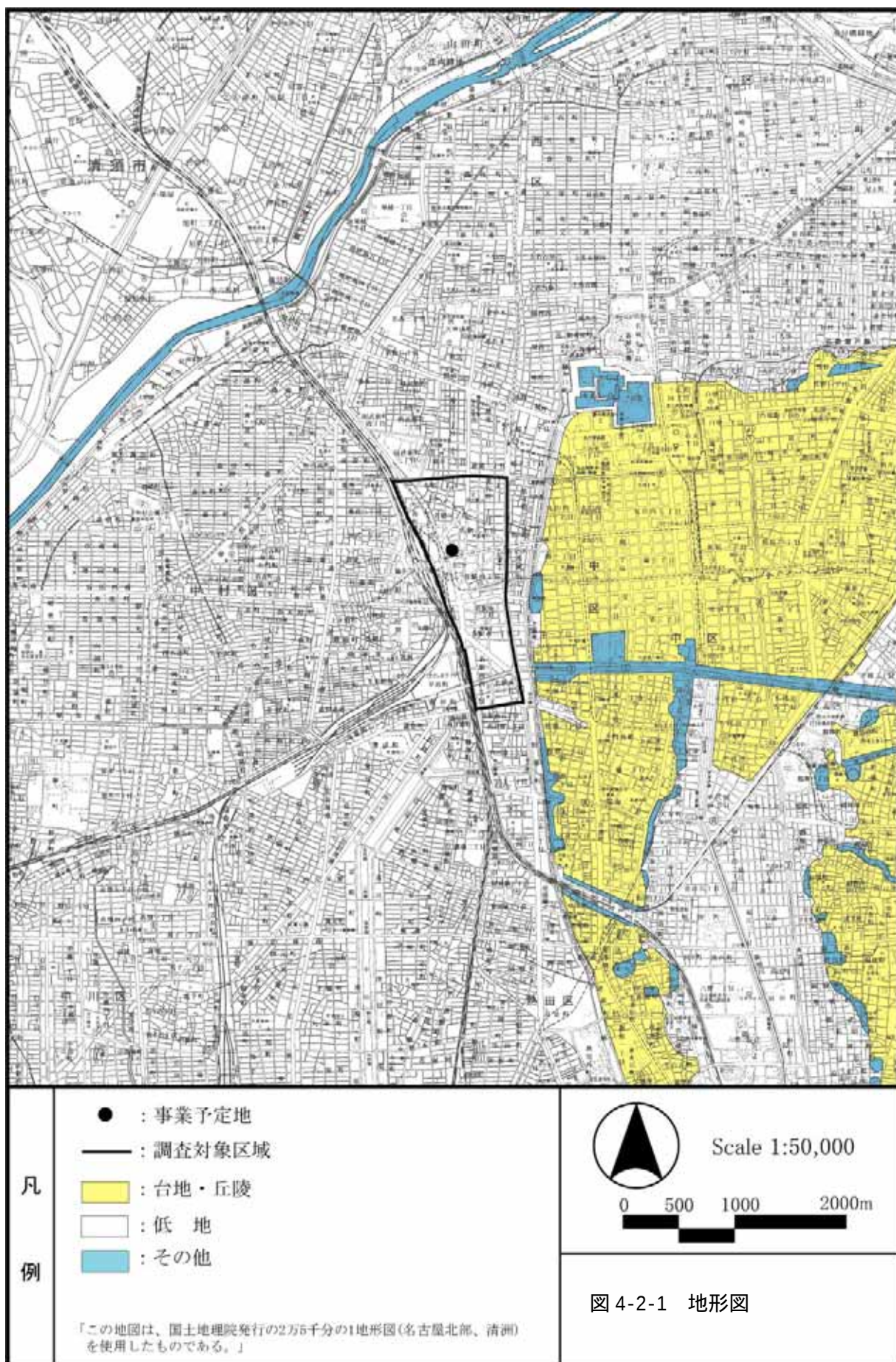


図 4-2-1 地形図

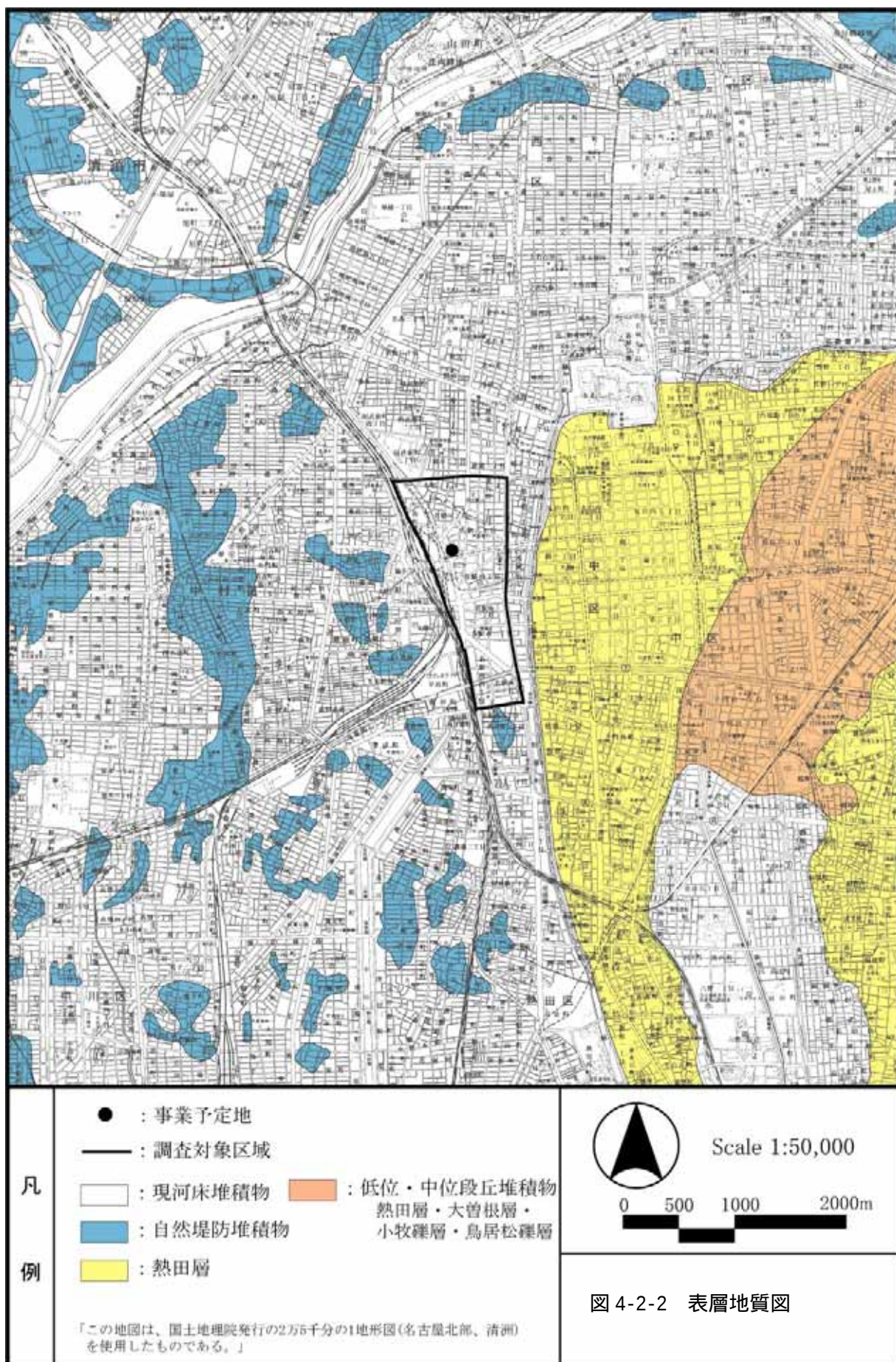


図 4-2-2 表層地質図

(2) 水環境の状況

水 象

調査対象区域は、庄内川水系内にある。

調査対象区域内には河川はないが、周辺として東側には堀川が、南西側には中川運河が流れている。

出典)「名古屋市河川図」(名古屋市,平成13年)

水 質

調査対象区域周辺として、平成20年度に実施された堀川(納屋橋)及び中川運河(船溜)におけるpH、D₀及びBODの調査結果によると、堀川では環境基準については、3項目とも満足しているが、環境目標値についてはD₀が満足していない。中川運河では3項目とも環境基準並びに環境目標値を満足している。

なお、調査対象区域には水質の測定地点はない。

出典)「平成20年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

底 質

平成16年度に実施された堀川2地点及び中川運河1地点における調査結果によると、暫定除去基準が定められている総水銀について、基準値を上回った地点はない。

また、平成20年度の堀川(港新橋)における調査結果によると、総水銀及びPCBともに基準値を下回っている。(中川運河では調査は行われていない。)

なお、調査対象区域には底質の測定地点はない。

出典)「平成17年版 名古屋市環境白書」(名古屋市,平成17年)

「平成20年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市,平成21年)

地下水

平成16～20年度に実施された中村区及び西区における調査結果によると、表4-2-1に示すとおり、中村区では、過去5年間全ての地点で地下水の水質に係る環境基準に適合しているが、西区では、環境基準に適合していない地点が平成19年度に2地点、平成20年度に5地点ある。

なお、調査対象区域(中村区名駅一丁目)で平成18年度に行われた調査結果は、環境基準に適合している。

出典)「平成16～20年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市,平成17～21年)

表4-2-1 地下水調査結果における環境基準適合状況

年 度	H16		H17		H18		H19		H20	
区 別	中村区	西区	中村区	西区	中村区	西区	中村区	西区	中村区	西区
調査地点数	4	4	4	6	4	1	5	5	6	12
環境基準 不適合地点数	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5

(3) 大気環境の状況

気 象

名古屋地方気象台における過去 5 年間（平成 15～19 年度）の年間平均気温は 16.2 、年平均降水量は 1,520 mm である。

また、名古屋地方気象台及び調査対象区域周辺の大気汚染常時監視測定局である中村保健所及びテレビ塔における過去 5 年間（平成 15～19 年度）の風向・風速の測定結果は、表 4-2-2 に示しておりである。年間の最多風向は、名古屋地方気象台が北北西、中村保健所が北西、テレビ塔が北（75 m）及び北北西（139m）となっており、各測定局とも夏季を除き北西系の風が多くなっている。年間の平均風速は、名古屋地方気象台が 3.0m/s、中村保健所が 2.4m/s、テレビ塔が 2.1m/s（75m）及び 3.8m/s（139m）となっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示している。

出典）「平成 15～19 年度 大気環境調査報告書」（名古屋市，平成 16～20 年）

表 4-2-2 気象測定結果（月別最多風向及び平均風速（平成 15～19 年度））

単位: 風速 (m/s)															
区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	
名古屋地方 気 象 台	最多風向	NNW	SSE	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	
	平均風速	3.4	3.2	2.7	2.7	2.9	2.8	2.6	2.5	2.9	3.2	3.4	3.5	3.0	
大気汚染常時監視測定局	中村保健所	最多風向	NW	SE NW	SE WNW	WNW	SSE	WNW NW	N NW	N	NW	NW	WNW	NW	NW
		平均風速	2.7	2.6	2.2	2.4	2.4	2.4	2.1	2.0	2.3	2.5	2.7	2.8	2.4
	テレビ塔 (75m)	最多風向	N NNW	N	SSW	NW	SSW	N	NNE	NNE	NW	NNE	N	N	N
		平均風速	2.3	1.9	1.6	1.8	1.6	1.8	2.1	2.1	2.4	2.7	2.8	2.6	2.1
	テレビ塔 (139m)	最多風向	NNW	NNW	SSE	NNW	SE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
		平均風速	4.3	3.9	3.1	3.3	3.4	3.5	3.3	3.3	4.0	4.4	4.6	4.6	3.8



大気質

調査対象区域の大気汚染常時監視測定局は、自動車排出ガス測定局である菱信ビル^{注)}のみである。最寄りには、一般環境大気測定局である中村保健所、自動車排出ガス測定局であるテレビ塔、名古屋三越^{注)}及び松蔭高校がある。

これらの測定局の位置は、図 4-2-3 に示すとおりである。

出典)「平成 20 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市,平成 21 年)
「平成 20 年度 ダイオキシン類大気環境調査結果」(名古屋市ホームページ)

1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定を行っているテレビ塔における平成 20 年度の年平均値は、0.004ppm である。また、日平均値の 2%除外値は 0.007ppm、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日は無いため、環境基準を達成している。

2) 一酸化炭素

過年度に一酸化炭素の測定を行っている名古屋三越(平成 13 年度)、松蔭高校(平成 14 年度)、菱信ビル(平成 11 年度)の年平均値は、0.7~1.3ppm である。また、日平均値の 2%除外値は 1.3~2.3ppm、1 日平均値が 10ppm を超えた日は無いため、いずれの測定局も環境基準を達成している。なお、3 測定局ともに、現在、一酸化炭素の測定はなされていない。

3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成 20 年度における測定結果は、表 4-2-3 に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 4-2-3 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
			1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時 間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数 とその割合				
		(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
中村保健所	平成20年度	0.030	0	0.0	0	0.0	0.160	0.062	○
テレビ塔		0.025	0	0.0	0	0.0	0.098	0.050	○
松蔭高校		0.027	0	0.0	0	0.0	0.171	0.060	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m³以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

注)菱信ビル及び名古屋三越測定局は、現在廃止されている。

4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定を行っているテレビ塔における平成 20 年度の昼間の 1 時間値の年平均値は、0.031ppm である。また、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を越えた時間は 551 時間あり、環境基準を達成していない。

なお、市内全測定局において、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

5) 二酸化窒素

二酸化窒素の平成 20 年度における測定結果は、表 4-2-4 に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 4-2-4 二酸化窒素測定結果

測定局	測定年度	年平均値 (ppm)	環境基準との対比 日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
			(時間)	(%)			
中村保健所	平成20年度	0.018	0	0.0	0.062	0.035	○
テレビ塔		0.022	0	0.0	0.079	0.038	○
松蔭高校		0.022	0	0.0	0.066	0.038	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である

2:評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。」である。

6) ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの市内 5 地点（中川区・港区・南区・東区・北区）における平成 20 年度の年平均値は、ベンゼンが 1.4～1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが 0.45～1.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが 0.16～0.46 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが 2.2～3.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの測定地点はない。

7) ダイオキシン類

ダイオキシン類の市内 4 地点（北区・港区・守山区・緑区）における平成 20 年度の年平均値は 0.030～0.039 pg-TEQ/ m^3 であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ダイオキシン類の測定地点はない。

騒 音

1) 環境騒音

調査対象区域における平成 16 年度の環境騒音調査地点は図 4-2-4 に、調査結果は表 4-2-5 に示すとおりである。等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は、那古野二丁目が昼間 58dB、夜間 50dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成している。名駅南一丁目が昼間 60dB、夜間 53dB であり、昼間については環境基準を達成しているが、夜間については達成していない。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 4-2-5 に示すとおりであり、自動車騒音が 67.7%と最も多く、次いで工場騒音の 7.5%、建設騒音の 2.7%の順となっている。

出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成 16 年度）」（名古屋市，平成 17 年）

表 4-2-5 環境騒音調査結果 単位：dB

調査地点	用途地域	等価騒音レベル		環境基準	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
那古野二丁目	商業地域	58	50	60以下	50以下
名駅南一丁目		60	53		

注)昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

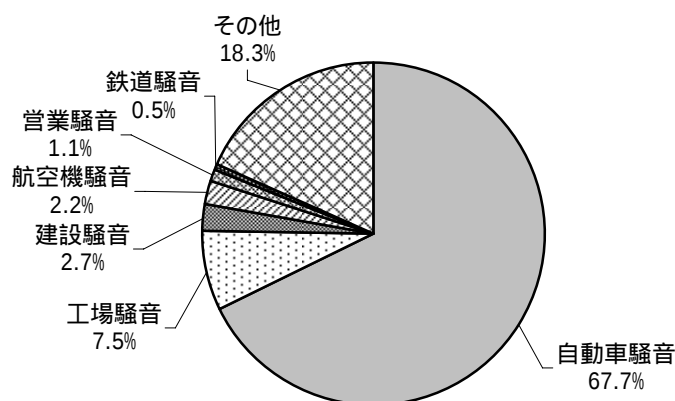
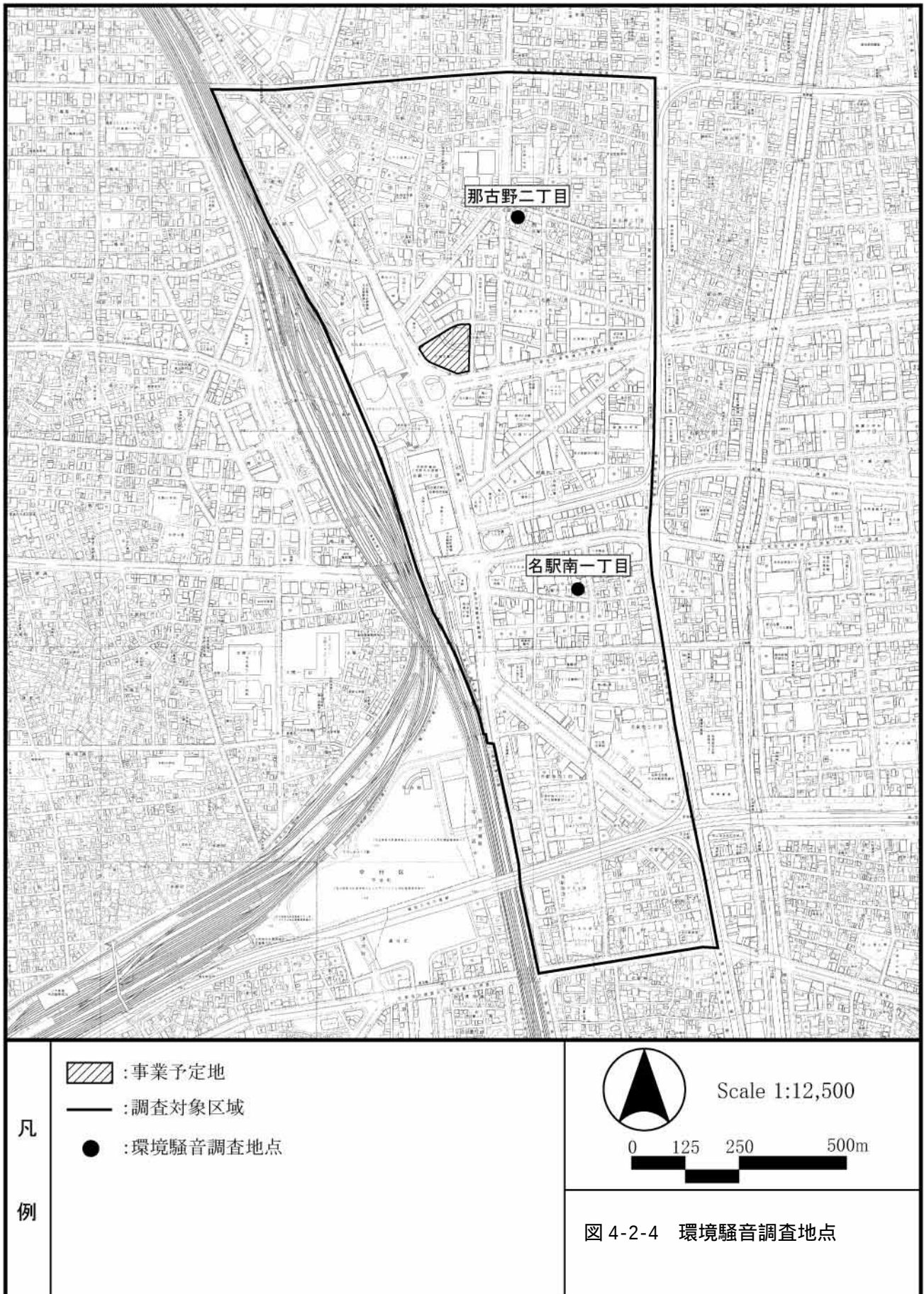


図 4-2-5 環境騒音の主な寄与音源



2) 道路交通騒音

調査対象区域及びその周辺における平成 15 年度の道路交通騒音調査結果は表 4-2-6 に示すとおりである。これによると、等価騒音レベル (L_{Aeq}) は高速名古屋新宝線が昼間 68dB 及び夜間 66dB であり、県道中川中村線が昼間 70dB 及び夜間 68dB である。

また、調査対象区域における平成 20 年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価調査結果は、表 4-2-7 に、調査路線は図 4-2-6 示すとおりであり、昼夜ともに環境基準を達成した割合は、75～97%の範囲にある。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成 15 年度)」(名古屋市,平成 17 年)

「平成 20 年度 自動車騒音実態監視調査結果一覧表」(名古屋市ホームページ)

表 4-2-6 道路交通騒音調査結果

路 線 名	測定地点の住所	等価騒音レベル(L_{Aeq}) (dB)		交 通 量 (台)		大型車 混入率
		昼 間	夜 間	小型車	大型車	
高速名古屋新宝線	中村区名駅南二丁目	68	66	455	88	16%
県道中川中村線		70	68	329	61	16%

注)1:昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

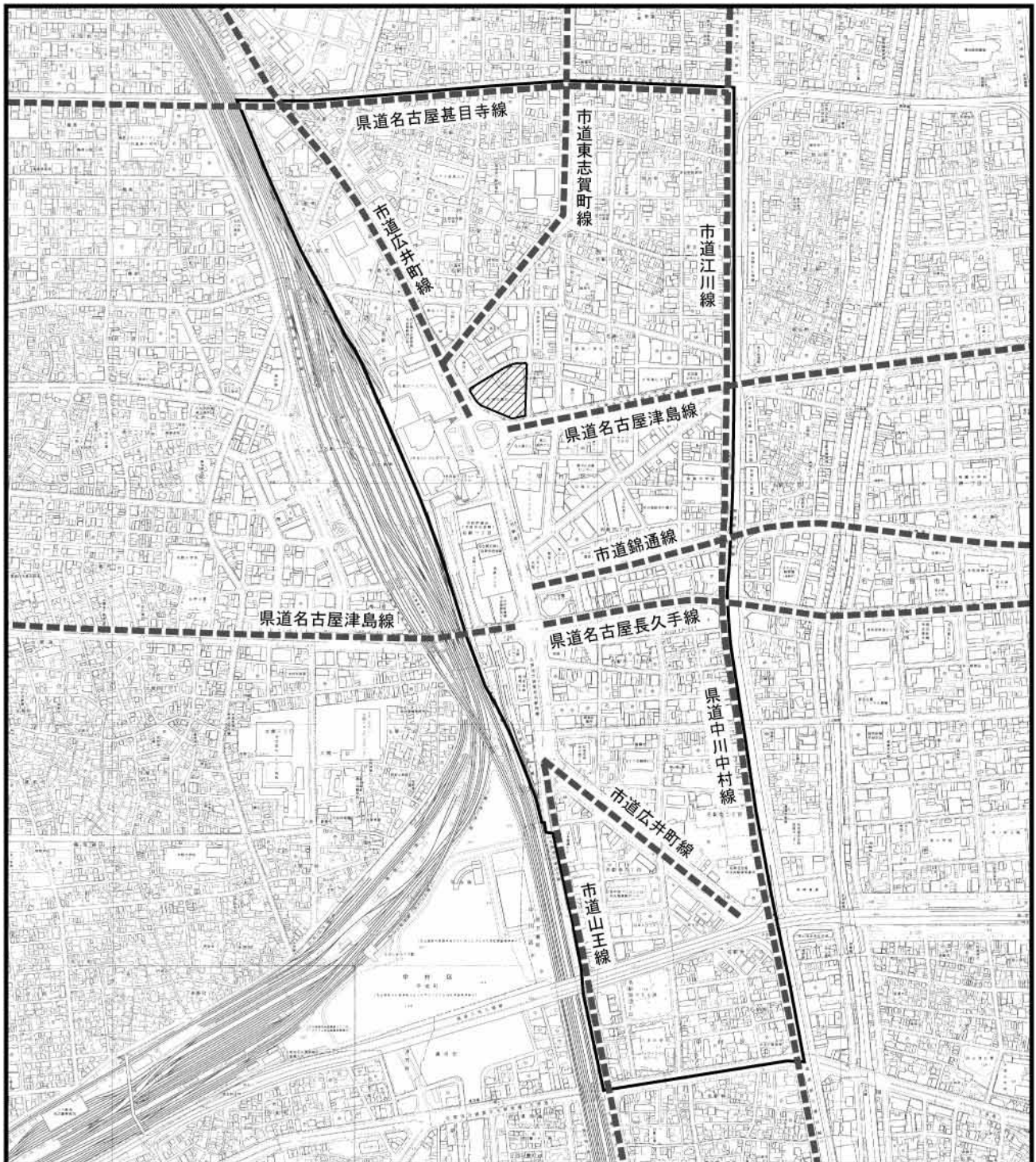
2:交通量は、昼間10分間における台数である。

表 4-2-7 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果

道 路 名	評 価 区 間		調査区間 内全戸数 (戸)	環境基準達成率(%)		
	始 点	終 点		昼 間	夜 間	昼 夜
県道中川中村線	中川区山王3丁目	中村区名駅4丁目	905	100	89	89
県道名古屋甚目寺線	西区那古野2丁目	中村区本陣通	1,502	77	75	75
県道名古屋長久手線	中村区名駅南1丁目	中区新栄2丁目	851	100	82	82
県道名古屋津島線	中区錦2丁目	中村区名駅1丁目	250	100	90	90
	中村区名駅南1丁目	中村区太閤通	648	87	83	83
市道錦通線	中村区名駅1丁目	東区葵1丁目	818	99	97	97
市道広井町線	西区則武新町4丁目	中村区名駅1丁目	891	97	97	97
	中村区名駅南4丁目	中村区名駅南3丁目	15	100	93	93
市道江川線	西区新道1丁目	中村区名駅4丁目	1,746	97	85	85
市道山王線	中村区名駅南4丁目	中川区山王3丁目	439	97	76	76
市道東志賀町線	西区浄心2丁目	中村区名駅1丁目	1,526	98	97	97

注)環境基準達成率は以下のとおりである。

- ・昼 間 :昼間のみ環境基準を達成した住居等の割合
- ・夜 間 :夜間のみ環境基準を達成した住居等の割合
- ・昼 夜 :昼夜間とも環境基準を達成した住居等の割合



-  : 事業予定地
 : 調査対象区域
 : 調査路線



Scale 1:12,500



図 4-2-6

道路交通騒音調査路線図

振 動

調査対象区域及びその周辺における平成 15 年度の道路交通振動調査結果は表 4-2-8 に示すとおりである。これによると、県道中川中村線の振動レベル（ L_{10} ）は 44dB である。

出典）「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 15 年度）」（名古屋市，平成 17 年）

表 4-2-8 道路交通振動調査結果

路 線 名	測定地点の住所	振動レベル(L_{10}) (dB)	交 通 量 (台)		大型車 混入率
			小型車	大型車	
県道中川中村線	中村区名駅南二丁目	44	329	61	16%

注)1:振動レベルは、昼間10分間における80%レンジの上端値である。

2:交通量は、昼間10分間における台数である。

悪 臭

平成 19 年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は 522 件あり、公害苦情処理件数総数 2,234 件の約 23%を占めている。また、中村区では総数 146 件のうち 29 件(約 20%)、西区では総数 113 件のうち 27 件（約 24%）が悪臭に関する苦情処理件数となっている。

出典）「平成 20 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市，平成 20 年）

温室効果ガス等

名古屋市における平成 18 年の部門別二酸化炭素排出量は、図 4-2-7 に示すとおりである。これによると、最も多いのは運輸の 29%、次いで業務の 26%、産業の 23%、家庭の 19%の順となっており、これら部門の合計で 97%を占めている。

また、二酸化炭素及びフロンは調査対象区域では測定しておらず、二酸化炭素については市内 2 局（天白区及び中区（平成 19 年 1 月 23 日から））、フロンについても 2 箇所（南区及び名東区）であり、これらの測定結果は、図 4-2-8 及び図 4-2-9 に示すとおりである。これによると、二酸化炭素濃度は、農業センターでは年々増加している。フロンについては平成 15 年度まで測定されており、年々減少していた。

出典)「平成 20 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市,平成 20 年)
「平成 15 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市,平成 17 年)
「平成 19 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市,平成 20 年)
「名古屋市域からの二酸化炭素排出量等の調査結果」(名古屋市ホームページ)

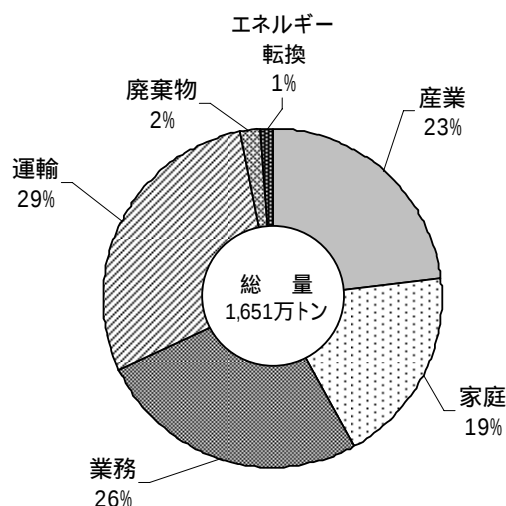
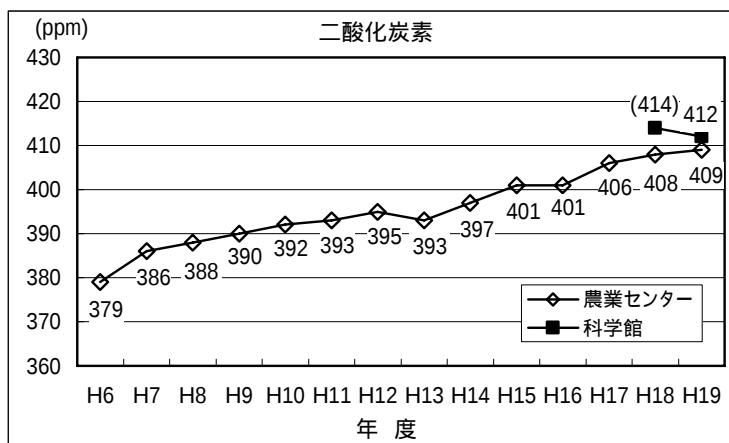


図 4-2-7 部門別二酸化炭素排出量



注) 科学館は、H19.1.23からの測定のため、H18年度は()とした。

図 4-2-8 二酸化炭素年平均値の推移

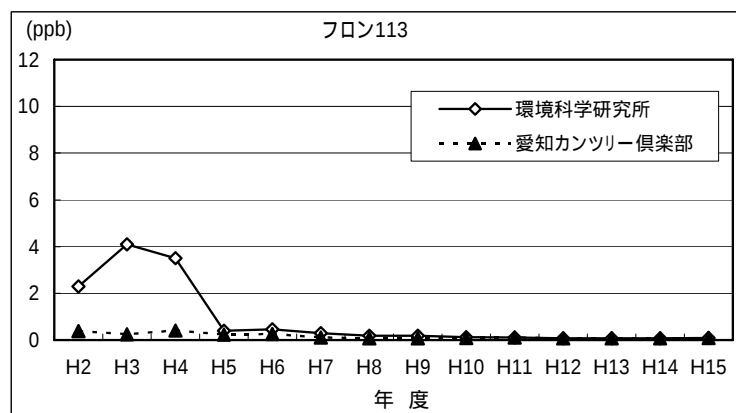
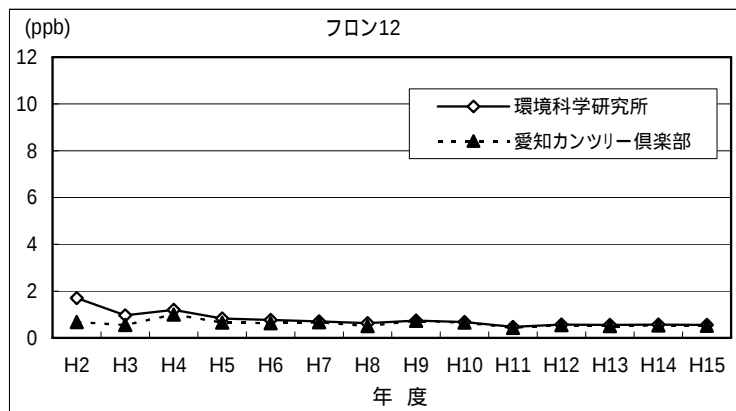
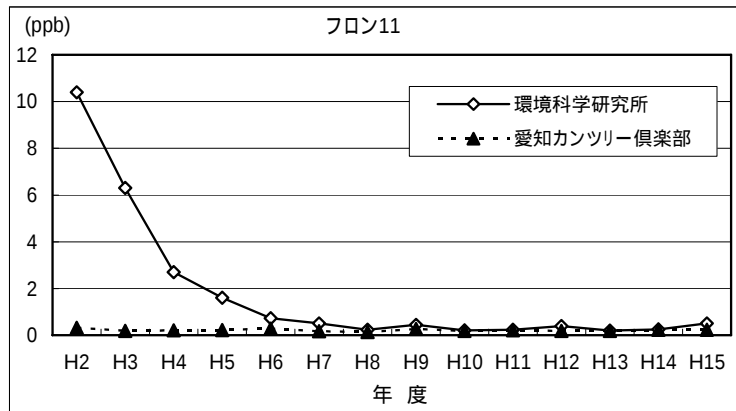


図 4-2-9 フロン年平均値の推移

(4) 動植物及び生態系の状況

動 物

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占め、人為的影響を強く受けた環境となっており、野生動物の生息に適した環境とはなっていない。

植 物

調査対象区域は市街地で、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される植生は確認されていない。

出典)「第2-5回植生調査重ね合わせ植生」(環境省ホームページ)

生態系

調査対象区域は、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される生態系は確認されていない。

緑 地

調査対象区域における緑地は、公園等に小規模に散在している程度である。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

景 観

調査対象区域は、市街化された地域であり、特筆すべき自然景観は存在しない。

事業予定地の位置する名古屋駅周辺は、駅前広場、桜通、名駅通をはじめとして、新しい都市景観の整備が実施され、JR セントラルタワーズ、ミッドランドスクエア、名古屋ルーセントタワー等が建ち並び、名古屋市の玄関口としての都市景観が形成されつつある。

人と自然との触れ合いの活動の場

調査対象区域は、市街化された区域であり、自然的な環境はほとんど残っておらず、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。